

介護予防・日常生活支援総合事業を開始するための準備作業等のスケジュール

内容	27年度												28年度												備考			
	27												28													29		
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
1 移行 準備	①現行サービスと介護予防・日常生活支援総合事業との比較検討	←→																								・現行の一般高齢者サービスと介護予防サービスの内容を精査し、今後の総合事業に移行できるサービス、新たに構築するサービス、一般高齢者サービスの整理を行うとともに、必要なサービス料を検討する。		
	②現行介護予防ケアプランの分析	←→																										
	③地域支援事業費の上限設定	←→																										
2 生活 支援 サ ー ビ ス の 検	①地域資源の洗い出し確認作業	←→												→												・地域資源(ボランティア、NPO法人、民間企業、協同組合等)の全体像を把握。 ・ケアプラン分析により、サービス種別ごとのサービス量を見込む。 ・生活支援コーディネーターの配置場所、委託先の検討、委託内容の検討 ・生活支援・介護予防サービス体制整備の協議体の設置、役割構築、構成団体の検討・説明・依頼 ・生活支援コーディネーター及び協議会で、生活支援サービスの検討・創設・情報共有化		
	②協議体の設置の検討・調整	←→												→														
	③生活支援コーディネーター配置の検討・調整	←→												→														
	④生活支援サービスの検討・決定	←→												→														
	⑤生活支援サービスの創設の働きかけ	←→												→														
	⑥生活支援サービス等の情報公表	←→												→														
3 多 様 な サ ー ビ ス の 類 型	①多様なサービスの類型化・実施方針の策定	←→																										
	②サービス類型の設定と体制整備の検討	←→																										
4 事 業 者 指 定 の 基 準	①事業者指定の基準	←→																								・新規事業者のための指定基準・指定有効期間の検討・作成、及び指定業務		
	②事業者指定の裁量	←→																										
	③事業者指定の有効期間規定の設定	←→																										
5 訪 問 型 ・ 通 所 型 サ ー ビ ス の 基 準	①訪問型・通所型サービスA～Cの基準設定(市長決裁要綱)	←→																								・サービス種別毎に国基準に即した規定、緩和した人員・面積要件、地域の実情・サービス内容に応じた規定・独自基準の設定 ・サービス種別ごとに国が示す単価以下での単価を検討・設		
	②その他の生活支援サービス基準設定(市長決裁要綱)	←→																										
6 サ ー ビ ス 単 価	①サービス類型ごとの単価の設定	←→																								・サービス種別毎に国が示す単価以下での単価を検討・決定		
	②その他の生活支援サービスの単価を設定	←→																										
	③委託による介護予防ケアマネジメントに係る単価の設定	←→																										
	④1単位あたりの単価設定	←→																										
7 事 業 者 ・ 被 保 険 者 へ の 周 知	①チラシ	←→																								・総合事業の仕組みやサービス提供の内容、サービス基準、指定基準等の説明 ・サービス利用のフローチャート検討・作成 ・住民説明会資料作成、会場検討・予約、事業者向けの研修会検討		
	②市民啓発等パンフレット作成・印刷	←→																										
	③事業者への新サービス説明等	←→																										
	④現行予防給付対象者への制度改正通知及びフローチャート同封	←→																										
	⑤制度改正の住民説明会	←→																										
	⑥地域ケア会議の実施や各種研修による自立支援・介護予防の理念の徹底(年4回、業者委託研修)	←→																										
8 基 本 ス テ ー ジ の 策 定	①チェックリスト活用によるサービス利用の流れの確立	←→																								・市及び介護予防機能強化支援員、地域包括支援センターとともに、活用方法、流れ、事務処理 ・把握方法の見直しによるアプローチ方法について検討		
	②チェックリストとアプローチ方法についての検討	←→																										
	③チェックリスト活用相談窓口の整備	←→																										
	④具体的な事務細則を策定	←→																										
9 ケ ア プ ラ ン	①ケアプラン様式の決定	←→																								・市と地域包括支援センターでケアプランの独自様式を検討・作成 ・ケアマネジメント費用の検討 ・ケアマネジメントの考え方を共有し、共通の目的・実施方針を示す、ガイドラインの作成検討 ・移行に伴い総合事業を利用する方への説明、ケアプラン作成事業者への調整が必要になる。		
	②ケアマネジメントに係る費用	←→																										
	③ケアマネジメントのガイドライン作成	←→																										
	④移行に伴う利用者のサービス調整	←→																										
10 手 帳	①介護予防手帳活用検討	←→																								・被保険者証もしくは手帳の活用、内容、使用方法の検討、作成		
11 補 助	①補助の決定	←→																								・補助対象事業者、補助内容、補助方法の検討		
12 サ ー ビ ス 利 用 料 の 設 定	①サービス類型毎の利用料設定	←→																								・サービス種別毎の利用額、支払い方法の検討		
	②多様なサービスの徴収方法の決定	←→																										
13 支 給 限 度 額 の 設 定	①支給限度額・目安額の設定	←→																								・金額、仕組みのほか、申請方法、審査方法、決定方法等検討		
	②高額介護サービス費の仕組みを規定	←→																										
14 国 保 連 関 連	①サービス種類ごとの価格の設定による契約	←→																										
	②指定事業者の登録	←→																										
	③市町村台帳の作成・都道府県台帳への登録	←→																										
	④審査支払を委託	←→																										
	⑤給付管理を委託	←→																										
15 指 定 事 業 者	①指定事業者に対する指導・監督方針を策定	←→																										
	②みなし規定の有効期間を規定	←→																										
	③みなし規定を希望しない事業所の申し出を受け、都に送付	←→																										
	④都からみなし指定事業所の文書提供や引継ぎを実施	←→																										
16 生 活 支 援 体 制 整 備	①研究会の立ち上げ(準備含む)	←→																								・研究会を、高齢者支援課、地域包括支援センター、介護予防機能強化支援員と実施する。 ・住民向けに新しい総合事業、地域の支え合い事業について周知する機会を設ける。 ・第1層協議体メンバーは、社協、地域包括支援センター、シルバー人材センター、高齢クラブ、民生委員、NPOなどを想定 ・第2層協議体メンバーは、地域包括支援センター、高齢クラブ、民生委員、自治会、ケアマネ事業者、ボランティアなどを想定		
	②住民向けフォーラム(講演会)の開催(準備含む)	←→																										
	③第1層の協議体を設置	←→																										
	④第1層の協議体から生活支援コーディネーターを選出	←→																										
	⑤第2層の協議体を設置	←→																										
	⑥第2層の協議体から生活支援コーディネーターを選出	←→																										
17 全 体	①庁内横断的な会議体の設置・開設(医療介護の連携、健康寿命延伸・介護予防の推進、地域安心見守り体制等)	←→																										
	②市や地域包括支援センターにおける実施体制の検討・確保	←→																										
	③システム改修	←→																										
	④実施要綱を制定	←→																										
	⑤総合事業を実施するための条例を制定	←→																										